

新入学児童生徒準備費の入学前支給について

美波町では、平成31年度の小・中学校入学予定者から、就学援助費のうち入学後に支給していた「新入学児童生徒学用品費」を入学前の3月に「新入学児童生徒準備費」として支給できるようになりました。

支給の対象となる方

以下の条件にすべて該当する方

小学校新1年生

- (1) 美波町内に住所を有し、美波町内の小学校に入学予定の児童の保護者
- (2) 期限内に「新入学児童生徒準備費受給申請書」を提出された方
- (3) 「平成30年度就学援助制度」の認定基準で「準要保護」の基準に該当する方

中学校新1年生

- (1) 平成31年2月1日現在、「平成30年度就学援助制度」で「準要保護」の認定を受けている方

支給の内容

援助費目	内 容	支 給 日	支給方法
新入学児童生徒準備費	新小学校1年生 40,600円 新中学校1年生 47,400円 ※H30新入学児童生徒学用品費の実績であり変更となる場合があります。	入学前の3月下旬	申請保護者の口座へ振り込み

申請方法

☆小学校入学予定者の保護者の方☆

受給を希望される方は、「新入学児童生徒準備費受給申請書」に記入の上、同一生計を営む家族全員の「所得課税証明書」を添えて平成30年12月28日(金)までに教育委員会へ提出してください。

※「新入学児童生徒準備費受給申請書」の用紙は、教育委員会・由岐公民館にあります。

☆中学校入学予定者の保護者の方☆

「平成30年度就学援助制度」において「準要保護」の認定を受けている方については、「新入学児童生徒準備費」のための申請を別途行う必要はありません。

注意事項

- ・新入学児童生徒準備費の支給を受けた場合でも、平成31年度就学援助制度を希望する場合には別途申請していただく必要があります。
- ・新入学児童生徒準備費の支給を受けた方は、入学後の平成31年度就学援助制度の新入学児童生徒学用品費は対象となりません。
- ・新入学児童生徒準備費を申請しなかった場合でも、平成31年度就学援助制度で4月1日認定をされた方には、入学後5月下旬に新入学児童生徒学用品費を支給します。